

議案第20号

基山町個人情報保護条例の一部改正について

基山町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月5日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

基山町個人情報保護条例の一部を改正する条例

基山町個人情報保護条例（平成16年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「特定の個人が識別され得るもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第35条の3において同じ。）」を加え、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

第6条第3項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる」を「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮をするものとして規則で定める記述等が含まれる」に改める。

第17条第3号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第18条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第35条の3中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第36条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

第57条中「第2条第6号」を「第2条第7号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(基山町情報公開条例の一部改正)

2 基山町情報公開条例（平成13年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「を除く。）で」を「を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により」に改める。

提案理由

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力のある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）が公布され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の一部が改正されたことに伴い、個人情報の定義の明確化と要配慮個人情報の取扱い等について規定するため、基山町個人情報保護条例を改正する必要がある。

平成29年9月14日原案可決